

貨物油ポンプ室の照明装置に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

貨物油ポンプ室の照明装置に関する事項

改正理由

現在、本会規則において、貨物油ポンプ室に設置される照明装置は、酸欠等の人的被害防止の観点から当該ポンプ室の通風装置とのインターロックを要求している。一方、同規定では、非常照明装置については、これを省略することができる規定となっている。

現状、一般的な貨物油ポンプ室の照明装置の一部を非常照明装置と兼用している船舶においては、当該照明装置を主照明装置とみなしインターロックがとられている。しかしながら、非常照明装置と兼用する照明装置のインターロックを外した場合であっても、残りの主照明装置と通風装置とのインターロックにより酸欠等の人的被害の防止が十分可能であると考えられるため、当該照明装置を非常照明装置として取り扱うこととする。

今般、貨物油ポンプ室における、非常照明装置と兼用する照明装置の取り扱いについて関連規定を改めた。

改正内容

貨物油ポンプ室の照明装置を非常照明装置と兼用する場合、当該照明装置を非常照明装置として取り扱う旨規定を改めた。